

社会福祉法人維雅幸育会

役員等報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人 維雅幸育会（以下「法人」という。）の役員、常務理事及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬及び旅費等について定めるものである。

(定義)

第2条

この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいい常務理事は含まれない。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条

役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払うことができる。

2. 法人内職員が役員又は委員である場合は、別表1による報酬及び交通費は支給しない。

(理事及び評議員の報酬)

第4条

理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

2. 理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて、法人業務及び事業の運営のために業務にあった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

3. 評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて、法人業務及び事業の運営のために業務にあった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条

監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあった場合は、別表3により報酬及び旅費を支払うことができる。

(常務理事の報酬)

第6条

常務理事とは定款第17条第2項において選定された者をいい、定款第18条に規定された業務を遂行した者に対し、別表4により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条

役員、評議員及び委員が、理事長の命を受けて法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費を支払うことができる。

2. 法人内職員が役員又は委員である場合は、この規程でなく旅費規程に準ずるものとする。

(旅費の種類および考え方)

第8条

旅費の種類は、交通費(鉄道・船舶・航空機・バス運賃、車賃)、宿泊費とする。

2. 旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び日程、方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、用務の都合その他やむを得ない事由により順路によれない場合は、実際に経由した旅費による。

3. 勤務中の出張は、勤務地を起点とする。

4. 自宅から直接出張する場合は、自宅を起点とする。

5. 旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数で、出張命令者の認めた日数による。

6. 旅費は原則として出張後、請求に基づき支払うものとするが、必要により出張前に概算払いを請求することができる。ただし、概算払いを受けた役員、評議員及び委員は帰任後直ちに清算しなければならない。

(交通費の支給方法)

第9条

鉄道・船舶・航空機・バス運賃は、路程に応じた旅客運賃により支給する。

2. 鉄道運賃の額は、普通旅客運賃及び次の各号に規程する急行料金(私鉄の別料金有料特急を含む)、特別急行料金並びに座席指定料金による。

(1) 急行料金(私鉄の別料金有料特急を含む)は片道50km以上の場合。

(2) 特別急行料金(一般)は片道100km以上の場合。

3. 船賃・航空運賃・バス運賃の額は、現に支払った普通旅客運賃による

4. 特別に必要と認めたときはグリーン等の旅客運賃によることができる。

5. 車賃は、路程に応じて1km当たりの定額又は実費額により支給する。ただし、出張者が用務地等の都合により交通機関又は法人所有の車輛を利用して出張することができない場合に限り、自己所有の自家用車を使用して出張すること、又は当該車両に同乗して出張することを承認できるものとしてその取り扱いについては1kmにつき15円を支給する。

付則

この規程は、平成7年4月1日より適用する。

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年1月1日より適用する。

別表1（第3条関係）

名 称	報酬	旅費
理事会出席報酬等	5,000 円	職員通勤手当相当
評議員会出席報酬等	5,000 円	職員通勤手当相当
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円	職員通勤手当相当

別表2（第4条関係）

名 称	報酬	旅費
理事長業務報酬等	15,000円	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	職員通勤手当相当

別表3（第5条関係）

名 称	報酬	旅費
監事監査指導報酬等	15,000円	職員通勤手当相当

別表4（第6条関係）

名 称	報酬（年）
常務理事報酬	800,000円

別表5（第7条関係）

名 称	報酬	旅費
報酬及び旅費	10,000円	第8条及び第9条より